防衛省訓令第６０号

緊急救命行為に関する訓令を次のように定める。

平成２８年１０月７日

防衛大臣　稲田　朋美

緊急救命行為に関する訓令

改正　令和７年３月21日省訓第34号
令和７年３月28日省訓第81号

（趣旨）

第１条　この訓令は、緊急救命行為及びその実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　緊急救命行為　自衛隊の任務遂行中の隊員（自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第２条第５項に規定する隊員をいう。以下同じ。）が、銃器、爆発物その他の武器により負傷し、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にある

場合であって、当該隊員を病院その他の医療機関に緊急に搬送すること等が困難である場合に、負傷した現場付近において診療の補助として行う行為をいう。

⑵　第一線救護衛生員　准看護師（保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第６条に規定する准看護師をいう。）の免許を有し、かつ、救急救命士（救急救命士法（平成３年法律第３６号）第２条第２項に規定する救急救命士をいう。）の免許を有する隊員のうち、第４条に規定する協議会が認定した訓練課程を修了したものをいう。

（緊急救命行為）

第３条　第一線救護衛生員は、緊急救命行為として、救急救命士法第２条第１項に規定する救急救命処置として行う行為のほか、次に掲げる行為を行うものとする。この場合において、次条に規定する協議会が策定した実施要領に従ってこれを行わなければならない。

⑴　気道閉塞の兆候にある場合に行う輪状甲状靭帯切

開・穿刺

⑵　緊張性気胸の兆候にある場合に行う胸腔穿刺

⑶　出血性ショックの兆候にある場合に行う静脈路又は骨髄路からの輸血・輸液

⑷　疼痛がある場合に行う鎮痛剤の投与

⑸　感染症の発生のおそれがある場合に行う抗生剤の投与

２　前項の規定により緊急救命行為を行った場合には、次条に規定する協議会が定めるところにより、これを当該協議会に報告するものとする。

（協議会の設置）

第４条　緊急救命行為の適確な実施に係る次に掲げる事項を審議するため、防衛省に防衛省メディカルコントロール協議会（次条において「協議会」という。）を置く。

⑴　緊急救命行為に必要となる知識及び技能を修得するための訓練課程の認定に関する事項

⑵　緊急救命行為の実施要領の策定に関する事項

⑶　緊急救命行為を実施した後の検証に関する事項

⑷　その他緊急救命行為の実施に関し必要な事項

（協議会の構成等）

第５条　協議会は、委員長及び次に掲げる委員をもって構成する。

⑴　人事教育局衛生官

⑵　統合幕僚監部後方計画部長

⑶　陸上幕僚監部衛生部長

⑷　海上幕僚監部首席衛生官

⑸　航空幕僚監部首席衛生官

⑹　その他委員長が指定する者

２　委員長は、大臣官房衛生監をもって充てる。

３　委員長は、協議会を招集し、会務を総理する。

４　委員長に事故があるとき、又は委員長が特に指示するときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

５　委員長は、前条各号に掲げる事項に関して、専門的な知見を得るため必要と認める場合は、協議会に部外

有識者を招へいし、助言を得ることができる。

６　委員長は、協議会における審議に必要な作業を行うため、協議会の下に、専門部会を置くことができる。

７　専門部会の構成、作業内容等については、委員長が定める。

（委任規定）

第６条　この訓令に定めるもののほか、緊急救命行為の実施に関し必要な事項は、大臣官房衛生監が定める。

附　則

この訓令は、平成２８年１０月７日から施行する。

附　則（令和７年３月２１日省訓第３４号）

この訓令は、令和７年３月２４日から施行する。

附　則（令和７年３月２８日省訓第８１号）

この訓令は、令和７年３月３１日から施行する。